

総合評価簡易 型に係る施工計画作成時の注意事項

1. 提案は最大5項目（平成23年度は10項目）までです。

（例）

	評価の視点 (提案目的)	項目
1	について	
2	について	××
3	について	
4	について	
5	について	
6	について	

6項目以降は評価しません。

2. 1提案を2以上の評価の視点にまたがって提案することはできません。

（例）

	評価の視点 (提案目的)	項目
1	について	
	について	

このような提案があった場合、内容を確認した上で、いずれかの視点でのみ評価します。両方の視点で評価することはありません。

なお、同じ内容の提案を異なる視点に提出した場合、それぞれの視点で効果があると期待できれば評価しますが、提案内容、実施期間及び実施場所が全く同じであった場合、後の提案を評価しないことがあります。（上記の例と同等の扱いとします）

（例）

	評価の視点 (提案目的)	項目	提案内容	同一内容	期間及び 実施場所	評価しま せん
1	について		について を行う。		××工期間中 A地点	
2	について		について を行う。		××工期間中 A地点	

3. 1 提案に複数の項目を記載した場合、最も低い点数のもので評価します。

(例)

	評価の視点 (提案目的)	項 目	「○○が優位な提案であっても、「××」が標準的な提案であれば工夫が見られないとして評価します。」
1	について	・ ・ ・ × ×	

4. 必要以上に効果を期待する提案はオーバースペックとして評価しません。

(例)

- ・ 工事目的物の構造を変更するもの
- ・ 工事目的物の規格、品質を過度に変更するもの
- ・ 過大な仮設ではないかと考えられるもの

5. その他次のようなことで評価が下がる（評価ができない）事例があります。

- (1) 実施期間、場所、規模、頻度等、具体的な記述がない
- (2) 誤字、脱字により提案内容の意味が変わってしまう
- (3) N E T I S 番号の間違い
- (4) 視点が違う
- (5) 新たに関係機関との協議を必要とする